

○財務省告示第二百五十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年七月三十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 安住 淳

平成二十四年八月九日

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第三百三

十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び特別

の条項 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

十 十 イ 一 発 価 行 行 格 行 行 競 価 争 格 日	九 八 振 額 最 替 単 位	ハ	ロ	七 イ 払 込 金 額	ハ	争 非 入 価 札 格 発 競
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 十 平 成 二 十 四 年 七 月 三 十 日 す る 。	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	千 七 百 三 十 七 億 九 千 八 百 四 十 万 円	千 三 十 八 億 六 千 二 百 四 十 万 円	一 兆 八 百 五 十 四 億 七 千 二 百 五 十 万 円	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千 七 百 五 十 二 億 円	争 非 入 札 札 格 発 競 で 千 四 十 七 億 円

